



県章

# 滋賀県公報

令和7年(2025年)  
6月20日  
号外(1)  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 教育委員会告示

令和8年度滋賀県立中学校入学者選抜要項(高校教育課) .....	1
令和8年度滋賀県立高等学校入学者選抜要項(高校教育課) .....	3

## 教育委員会告示

### 滋賀県教育委員会告示第5号

滋賀県立学校の管理運営等に関する規則(昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号。以下「管理運営規則」という。)第11条の7の規定に基づき、令和8年度滋賀県立中学校入学者選抜要項を次のとおり定める。

令和7年6月20日

滋賀県教育委員会教育長 村井泰彦

#### 令和8年度滋賀県立中学校入学者選抜要項

令和8年度における滋賀県立中学校(以下「県立中学校」という。)の入学者の選抜は、この要項に定めるところにより実施する。

第1 募集 募集定員は、別に定める。

第2 出願資格 令和8年3月に小学校または義務教育学校の前期課程(以下「小学校等」という。)を卒業し、または修了する見込みの者

#### 第3 出願

- 1 入学志願者(以下「志願者」という。)は、管理運営規則第11条第1項の規定に基づき、その保護者等(親権者または未成年後見人をいう。以下同じ。)が県内に居住するときは、その志願する中学校に出願することができる。なお、その保護者等が県外に居住するときは、管理運営規則第11条の2の規定に基づく許可を受けた者に限って、出願することができる。
- 2 出願は、1人1校限りとする。

#### 第4 出願手続

- 1 志願者は、2の各号に掲げる書類を在学している小学校等の校長(以下「小学校長」という。)を経て、次の表に掲げる出願しようとする県立中学校の校長(以下「出願先中学校長」という。)に提出しなければならない。

滋賀県立河瀬中学校
滋賀県立守山中学校
滋賀県立水口東中学校

#### 2 出願書類

(1) 入学願書

(2) 受検票 出願前3箇月以内に撮影した無帽、正面上半身、無背景の写真(縦4cm、横3cm)を受検票の所定の欄に貼り、小学校長の割印を受けなければならない。

(3) 写真票 出願前3箇月以内に撮影した無帽、正面上半身、無背景の写真(縦4cm、横3cm)を写真票の所定の欄に貼り、小学校長の割印を受けなければならない。

(4) 入学確約書 志願者は、入学許可を受けた場合には、出願先中学校に入学することをあらかじめ確約しなければならない。

(5) 特別出願に係る許可書

ア 管理運営規則第11条の2の規定に基づく特別事情による志願者は、滋賀県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)の許可を受け、特別出願許可書の写しを添付しなければならない。

イ 特別出願許可申請期間 令和7年12月1日(月)から令和7年12月11日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)とする。

3 入学者選抜手数料(以下「手数料」という。)

- (1) 志願者は、出願に当たって、手数料2,200円に相当する額面の滋賀県収入証紙を入学願書の証紙貼付欄に貼り付けなければならない。
- (2) 既納の手数料は、原則として還付しない。
- (3) 滋賀県収入証紙の販売窓口
  - ・ 滋賀県庁(会計管理局管理課) 販売時間 平日9:00~12:00、13:00~17:00
  - ・ 滋賀県内各合同庁舎(会計管理局会計課各地域会計係および長浜土木事務所木之本支所) 販売時間 平日9:00~12:00、13:00~17:00
  - ・ 滋賀銀行(県内本支店および出張所) 販売時間 平日9:00~15:00
  - ・ (株)平和堂(県内アル・プラザ各店舗、フレンドマート(大津駅前店、米原駅前店)、ビバシティ平和堂、平和堂石山、今津店) 販売時間 各店舗営業時間内

4 小学校長は、志願者が当該県立中学校を志願していることを確認し、提出された書類の内容を審査のうえ、次に掲げる書類を作成し、志願者から提出された出願書類とともに出願先中学校長に提出するものとする。

- (1) 出願者一覧表(2通)
- (2) 個人調査報告書

5 提出期日等 令和7年12月10日(水)から令和7年12月12日(金)までの午前9時から午後4時までとする。

書類を送送する場合は、令和7年12月10日(水)および令和7年12月11日(木)の消印等のあるものに限り受け付ける。この場合において、小学校長は、発送した時点で、出願者数等について出願先中学校長宛て電話で報告するものとする。

6 受検票の交付

- (1) 出願先中学校長は、小学校長から提出された書類を確認のうえ、受検番号を付した出願者一覧表1通および受検票を令和7年12月23日(火)までに小学校長に交付するものとする。
- (2) 小学校長は、受検票を令和8年1月7日(水)までに出願者に交付するものとする。

## 第5 選抜

1 出願者全員に対して、作文、適性検査および面接を課すものとし、その期日、時間、方法および場所は、次のとおりとする。

- (1) 期日 令和8年1月10日(土)
- (2) 時間 9:00~9:20 出欠確認、一般注意  
9:30~10:10 作文  
10:35~11:15 適性検査  
11:40~16:10 面接(集団)

(3) 方法

ア 作文 文章や資料等から情報を読み取り、整理・分析して考えをまとめる力、考えたことや感じたことを論理的に表現する力等をみる。

イ 適性検査 課題を見つけよりよく問題を解決する力、分析したことなどを説明する力等をみる。

ウ 面接 出願者の意欲、目的意識、興味・関心等をみる。

(4) 場所 出願先中学校

2 選抜方法等 出願先中学校長は、個人調査報告書、作文、適性検査および面接の結果について総合的な評価を行ったうえで入学許可予定者を決定するものとする。

3 入学許可予定者の発表

- (1) 入学許可予定者の発表は、令和8年1月21日(水)の午後3時に出願先中学校のWebページに掲載するものとする。
- (2) 出願先中学校長は、入学許可予定者に対して入学許可予定者証明書を交付し、小学校長に入学許可予定者の通知をするものとする。

4 市区町村教育委員会への届出 入学許可予定者の保護者等は、入学許可予定者証明書を持参のうえ、県立中学校に就学する旨を、入学許可予定者の住所の存する市区町村教育委員会に、令和8年1月30日(金)までに届け出なければならない。

5 追検査

- (1) 対象者 インフルエンザに罹患するなど、やむを得ない理由で、令和8年1月10日(土)に実施する作文、適性検査および面接(以下「本検査」という。)の全てを受検できなかった者の中で、追検査の受検を希望する者。
- (2) 申請期日 受検希望者は、令和8年1月13日(火)から令和8年1月14日(水)の原則午後3時までに、(3)の申請手続に従い必要な書類を提出すること。
- (3) 申請手続
  - ア 追検査の受検を希望する志願者は、小学校長を経て、以下に掲げる書類を出願先中学校長に提出しなければならない。
    - (7) 追検査受検願書
    - (4) 病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、本検査を受検できなかった理由が明確に分かるもの。
  - イ 申請手続は、出願先中学校で行うものとし、郵送による手続は認めない。
  - ウ 小学校長から追検査の受検希望の報告を受けた県立中学校長は、速やかに県教育委員会(高校教育課)に報告し、追検査の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、県立中学校長から小学校長を通じて志願者に連絡するものとする。
- (4) 追検査期日等
  - ア 期日 令和8年1月17日(土)
  - イ 時間 1(2)に同じ。
  - ウ 方法 1(3)に同じ。
  - エ 場所 1(4)に同じ。
- (5) 選抜方法等 2に同じ。
- (6) 入学許可予定者の発表 3に同じ。
- (7) 市区町村教育委員会への届出 4に同じ。

**第6** 不正出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実があることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。

**第7** 入学者選抜結果の本人への提供 入学者選抜結果の本人への提供(検査結果提供)については、次のとおりである。

- 1 請求方法 県立中学校入学者選抜の受検者本人による口頭での請求とする。
- 2 請求を行うことができる者 県立中学校入学者選抜の受検者
- 3 対象となる個人情報の内容 作文の合計得点、適性検査の合計得点、総合順位
- 4 請求を行うことができる期間 令和8年1月22日(木)から令和8年2月20日(金)までの午前9時から午後4時40分までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日および学校の指定する日を除く。
- 5 請求を行うことができる場所 県立中学校入学者選抜の受検校
- 6 本人確認のための必要書類 受検票とする。ただし、受検票を紛失した場合は、本人確認の書類(パスポート、健康保険の被保険者証、マイナンバーカードのいずれか)により確認する。

**第8** その他

- 1 書類を発送する場合は、全て「書留」、「簡易書留」または「書留」、「簡易書留」に準ずる方法(受付・配達記録が残るか対面で受け渡しができる方法)によるものとする。
- 2 県外出願者に対する必要な指示は、この要項に定めるもののほか、出願先中学校長または県教育長が行うものとする。
- 3 受検に当たって特別な配慮を必要とする場合、小学校長は、志願者の状況について、出願先中学校長宛て申し出るものとする。なお、上記の場合の受検上の配慮事項等については、別に定める「配慮申請実施要領」を参考にすること。
- 4 出願先中学校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ県教育長の承認を受け、出願者に対して必要な指示を行うことができる。
- 5 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

-----  
**滋賀県教育委員会告示第6号**

滋賀県立学校の管理運営等に関する規則(昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号。以下「管理運営規則」という。)第11条の7および滋賀県立高等学校通信教育に関する規則(昭和36年滋賀県教育委員会規則第12号)第8条の規定に

基づき、令和8年度滋賀県立高等学校入学者選抜要項を次のとおり定める。

令和7年6月20日

滋賀県教育委員会教育長 村井 泰彦

### 令和8年度滋賀県立高等学校入学者選抜要項

令和8年度における滋賀県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程および全国募集に係る入学者の選抜は、この要項に定めるところにより実施する。

#### I 全日制の課程における入学者選抜 選抜は、「一次募集」と「二次募集」により行うものとする。

**第1 一次募集** 一次募集においては、原則として全ての学校、学科（科）が「一般型選抜」と「学校独自型選抜」を実施するものとし、全ての入学志願者（以下「志願者」という。）が学力検査を受検するものとする。

一般型選抜は、主として志願者の学力を評価するものとする。学校独自型選抜は、学力をみる検査だけでは測れない資質・能力を多面的に評価するものとし、学校、学科（科）の特色に応じた方法を組み合わせて実施するものとする。

学校独自型選抜は、自己推薦と中学校長推薦の2種類から各高等学校が自校の特色に応じ、選択して実施することができる。

#### 1 募集

(1) 募集定員 募集定員は、別に定める。

(2) 募集枠および募集人数 一般型選抜および学校独自型選抜における募集枠および募集人数は、各高等学校が作成する「高等学校別入学者選抜概要」に基づき、滋賀県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が定めるものとする。

(3) 出願資格 次のいずれかに該当する者とする。

ア 令和8年3月に中学校、義務教育学校もしくはこれに準ずる学校または中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を卒業する見込みの者または修了する見込みの者

イ 中学校等を卒業した者または修了した者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(4) 学校独自型選抜における出願要件および推薦要件

ア 学校独自型選抜における出願要件および推薦要件は、「高等学校別入学者選抜概要」に示すとおりとする。

イ 中学校長推薦において出願できる者は、(3)アに該当し、出願する県立高等学校（以下「出願先高等学校」という。）が示す、学校、学科（科）の推薦要件に適する者で、中学校等の校長（以下「中学校長」という。）の推薦を受けた者とする。

ウ 自己推薦において出願できる者は、出願先高等学校が示す、学校、学科（科）の出願要件を満たす者とする。

#### 2 出願

(1) 出願

ア 志願者は、管理運営規則第11条第2項の規定に基づき、その保護者等（親権者または未成年後見人をいう。以下同じ。）が県内に居住するときは、その志願する県立高等学校へ出願することができる。

イ 志願者の保護者等が県外に居住するときは、管理運営規則第11条の3の規定に基づく許可を受けた者に限り、その志願する県立高等学校へ出願することができる。

ウ 出願は、1人1校、1課程、1学科または1科限りとする。ただし、一般型選抜にあつては、出願先高等学校の同一の課程に2以上の学科（科）が置かれ、一般型選抜の募集枠がある場合、これを第2志望または第3志望とすることができる。

エ 次に掲げる県立高等学校の一般型選抜にあつては、ウの規定によらず、当該県立高等学校に設置する二つの学科（科）を区別せずに出願（学校出願）できるものとし、二つの学科（科）の両方またはいずれかを志望することができる。

滋賀県立膳所高等学校、滋賀県立米原高等学校、滋賀県立草津東高等学校、滋賀県立高島高等学校および滋賀県立守山北高等学校

オ 志願者は、学校独自型選抜と一般型選抜の双方に出願することができる。このことを「併願」という。また、一般型選抜にのみ出願することを「専願」という。併願する場合は、学校独自型選抜で志願する学校、学科（科）と、一般型選抜の第一希望の学校、学科（科）は同一のものとする。ただし、学校独自型選抜でその定員の全てを募集する学科（科）には、学校独自型選抜でのみ出願することができる。

カ 自己推薦と中学校長推薦の両方を実施する学校、学科(科)に出願する場合、志願者は、自己推薦と中学校長推薦のどちらか一方にのみ出願することができる。

(2) 期間 期間は、表1-1のとおりとする。

表1-1 出願手続の内容および期間

出願手続		期間
ア 出願準備	(a) 志願者基本情報一括登録	令和7.11.14(金)～令和7.12.12(金)
	(b) 志願者基本情報確認・入力	令和7.12.13(土)～令和8.1.23(金)
イ 一次募集出願(出願情報登録)		令和8.1.27(火)9:00～令和8.2.5(木)12:00
ウ 出願変更		令和8.2.6(金)9:00～令和8.2.13(金)12:00
エ 入学考査手数料(以下「手数料」という。)の納付		令和8.2.13(金)13:00～令和8.2.17(火)12:00
オ 受検票の印刷		令和8.2.19(木)9:00～令和8.2.24(火)

(3) 出願手続 出願手続は、滋賀県立高等学校入学者選抜Web出願システム(以下「Web出願システム」という。)により行う。詳細な出願手続については、別に定める「滋賀県立高等学校入学者選抜Web出願マニュアル(以下「Web出願マニュアル」という。)」を参考にすること。

県外からの志願者および1(3)ウに該当する志願者にあつては、県教育委員会(高校教育課)に申し出て、その指示に従うこと。

ア 出願準備

(7) 志願者が行う手続

- a 志願者基本情報確認・入力 志願者は、表1-1ア(b)の期間内に、Web出願システムにより、中学校等が一括登録した志願者基本情報が正しく登録されているか確認し、必要に応じて修正および追加、入力を行う。
- b 各種資料の準備 志願者は、出願準備期間が終了するまでに、出願に必要な各種資料を準備する。

(4) 中学校等が行う手続

- a 志願者基本情報一括登録 中学校等は、表1-1ア(a)の期間内に、Web出願システムにより、志願者基本情報の一括登録を行う。
- b 志願者基本情報の確認 中学校等は、表1-1ア(b)の期間内に、Web出願システムにより、志願者が確認および入力した志願者基本情報の最終確認を行う。なお、確認に当たっては、志願者の入力事項等に誤りがないことを必ず確認する。
- c 各種資料の準備 中学校等は、個人調査報告書に係るデータや「出願必要書類」の準備や確認を行う。

イ 一次募集出願(出願情報登録) Web出願システムへの出願情報の登録と出願必要書類のアップロードを行う。

(7) 志願者が行う手続

- a 出願情報の入力 志願者は、表1-1イの期間内に、Web出願システムにより、出願情報(志願する学校、学科(科)、受検する選抜の種類等)を入力する。
- b 出願必要書類の提出 志願者は、aの手続に際して、Web出願システムにより、出願必要書類をアップロードして提出する。

(4) 中学校等が行う手続

- a 出願情報の確認および承認 中学校等は、表1-1イの期間内に、Web出願システムにより、志願者が入力した出願情報の確認を行う。なお、この要項に定める要件を満たしていることを必ず確認し、誤りがなければ承認を行い、誤りがある場合は、差戻し、志願者に修正指示をする。
- b 個人調査報告書に係るデータの提出 中学校等は、表1-1イの期間内に、Web出願システムにより、個人調査報告書に係るデータをアップロードして提出する。その際、個人調査報告書に係るデータに示される評定は、生徒指導要録に基づく評価を用いるものとする。
- c 出願必要書類の提出 中学校等は、表1-1イの期間内に、志願者の代わりに、Web出願システムにより、出願必要書類をアップロードして提出することができる。

(7) 出願先高等学校が行う手続 出願先高等学校は、中学校等から出願申請を受けたときは、出願必要書類の不備およびこの要項に定める要件を満たしていることを確認の上、適正であると認めるときは、Web出願システムにより、これを受理する。不備等がある場合は、差戻しを行う。

ウ 出願変更 志願者は、イに基づく出願後、1人1回に限り、出願先高等学校、課程、学科(科)(同一



1日目 令和8年 2月25日(水)	検 査	学力検査										
	内 容 (教科等)	一 般 注 意	休 憩	国 語	休 憩	数 学	休 憩	社 会	昼 食	理 科	休 憩	英 語
	時 間	9 : 00 } 9 : 10		9 : 25 } 10 : 15		10 : 35 } 11 : 25		11 : 45 } 12 : 35		13 : 20 } 14 : 10		14 : 30 } 15 : 20
2日目 令和8年 2月26日(木)	検 査	学校独自検査、一般型選抜の実技検査										
	内 容	一 般 注 意	休 憩	作文・小論文・面接・プレゼンテーション・実技検査 等								
	時 間	9 : 00 } 9 : 10		時間割等は各高等学校による								

(注)・1日目の学力検査の英語については「聞き取りテスト」を含めて実施する。

・学力検査以外の検査は2日目に実施する。

(5) 判定 (入学許可予定者の決定)

ア 判定は、学校独自型選抜、一般型選抜の順に行う。学校独自型選抜で入学許可が得られなかった受検者は、一般型選抜で専願受検者とともに判定する。

イ 学校独自型選抜による判定

(ア) 学校独自型選抜においては、学力検査結果、学校独自検査結果、個人調査報告書等を資料とする。

(イ) 高等学校長は、学力検査、学校独自検査、個人調査報告書等の配点の比重を定め、学力検査結果、学校独自検査結果、個人調査報告書等の内容を総合的に判断して入学許可予定者を決定する。高等学校長が定める配点等については、「高等学校別入学者選抜概要」に示すとおりとする。

(ウ) 学校独自型選抜において、自己推薦と中学校長推薦の両方を実施する場合は、自己推薦から判定する。募集人数が充足しなかった場合は、その分を中学校長推薦の募集人数に加えて判定する。

ウ 一般型選抜による判定

(ア) 一般型選抜においては、学力検査結果、個人調査報告書等を資料とする。

(イ) 高等学校長は、学力検査、個人調査報告書等の配点の比重を定め、学力検査結果、個人調査報告書等の内容を総合的に判断して決定する。高等学校長が定める配点等については、別添「高等学校別入学者選抜概要」に示すとおりとする。

(ウ) 2(1)エに該当する県立高等学校の校長は、志願者の志望に基づき専門学科を優先して入学許可予定者を決定し、次に、普通科の入学許可予定者を決定するものとする。ただし、守山北高等学校においては、志願者の志望に基づき、みらい共創科を優先して入学許可予定者を決定し、次に、普通科の入学許可予定者を決定するものとする。

(エ) 一般型選抜は、募集定員から学校独自型選抜の入学許可予定者を除く人数を一般型選抜の募集人数とし、入学許可予定者を決定する。

(6) 入学許可予定者の発表 入学許可予定者の発表は、令和8年3月9日(月)に、Web出願システムにより行うものとする。

4 追検査

(1) 対象者 対象者は、インフルエンザに罹患するなど、やむを得ない理由で、表1-2の日程における1日目の学力検査および2日目の学校独自検査(以下「本検査」という。)の全てまたはその一方を受検できなかった者のうち、追検査の受検を希望する者とする。なお、追検査は、本検査で出願した高等学校、学科(科)について受検するものであり、変更は認めない。

(2) 申請期日 申請期日は、令和8年2月27日(金)の原則午後3時までとする。

(3) 申請手続

ア 追検査の受検を希望する志願者は、中学校長を経て、以下に掲げる書類を出願先高等学校の校長(以下「出願先高等学校長」という。)に提出しなければならない。ただし、出身中学校等がない場合は、出願先高等学校長に直接提出すること。

(ア) 一次募集追検査受検願

(イ) 病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、本検査を受検できなかった理由が明確に分かるもの。

イ 中学校長から追検査の受検希望の報告を受けた高等学校長は、速やかに県教育委員会(高校教育課)に報告し、追検査の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、高等学校長から中学校長を通じて志願者に連絡するものとする。

ウ 申請手続は、Web出願システムは用いず、出願先高等学校で行うことを原則とする。なお、郵送による申請手続は認めない。

(4) 受検会場

ア 追検査(学力検査)の受検会場は、滋賀県庁(大津市京町四丁目1-1)とする。

イ 追検査(学校独自検査)の受検会場は、出願先高等学校とする。

(5) 追検査の内容、期日および時間

ア 志願者は、(4)ア、イにおいて、定められた検査場で、定められた時間割に従って、本検査で受検できなかった検査について受検するものとする。

イ 追検査の内容、期日および時間は、表1-3のとおりとする。

表1-3 追検査の内容、期日および時間

期 日	時限	1		2		3		4		5		6
1日目 令和8年 3月1日(日)	検 査	追検査(学力検査)										
	内 容 (教科等)	一 般 注 意	休 憩	国 語	休 憩	数 学	休 憩	社 会	昼 食	理 科	休 憩	英 語
	時 間	9 : 00 } 9 : 10		9 : 25 } 10 : 15		10 : 35 } 11 : 25		11 : 45 } 12 : 35		13 : 20 } 14 : 10		14 : 30 } 15 : 20
	検 査	追検査(学校独自検査)、追検査(一般型選抜の実技検査)										
内 容	一 般 注 意	休 憩	作文・小論文・面接・プレゼンテーション・実技検査 等									
時 間	9 : 00 } 9 : 10		時間割等は各高等学校による									

(注)・1日目の追検査(学力検査)の英語については「聞き取りテスト」を含めて実施する。

・学力検査以外の追検査は、2日目に実施する。

ウ 追検査(学力検査)、追検査(学校独自検査)、追検査(一般型選抜の実技検査)の実施・採点等については、本検査に準じて行うものとする。

(6) 判定(入学許可予定者の決定) 出願先高等学校長は、追検査(学力検査)結果、追検査(学校独自検査)結果、追検査(一般型選抜の実技検査)結果、個人調査報告書等を資料として、本検査を受検した志願者の資料と合わせて、その内容を総合的に判断し、入学許可予定者を決定するものとする。

(7) 入学許可予定者の発表 3(6)に同じ。

5 入学者選抜結果の本人への提供 入学者選抜結果の本人への提供(検査結果提供)については、次のとおりである。

(1) 請求方法 受検者本人による口頭での請求とする。

(2) 対象となる個人情報の内容 一般型選抜における学力検査各教科の得点および総合順位

(3) 請求を行うことができる期間 令和8年3月10日(火)から令和8年5月29日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日および学校の指定する日を除く。)とする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

(4) 請求を行うことができる場所 県立高等学校入学者選抜の受検校

(5) 本人確認のための必要書類 受検票(印刷したもの)とする。ただし、受検票を紛失した場合は、本人確認の書類(パスポート、健康保険の被保険者証、マイナンバーカード、生徒証明書のいずれか)により確認する。

6 その他

(1) 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。

(2) 出願先高等学校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ県教育長の承認を受け、志願者に対して必要な指示を行うことができる。

(3) 次に示す海外帰国生徒等に該当する者のうち、受検に当たって特別な配慮を必要とする者は、海外帰国生

徒等取扱措置願を提出しなければならない。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める「配慮申請実施要領」を参考にすること。

海外帰国生徒等とは、海外帰国生徒または外国人生徒のうち、次のいずれにも該当する者とする。

ア 帰国または渡日後の期間は、帰国し、または渡日した日から令和8年2月1日(日)までの期間が6年以内とする。

イ 海外における在住期間は、帰国または渡日時からさかのぼり継続して1年以上とする。

(4) 受検に当たって特別な配慮を必要とする場合、中学校長は、志願者の状況等について、出願先高等学校長宛て申し出るものとする。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める「配慮申請実施要領」を参考にすること。

(5) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**第2 二次募集** 一次募集において、入学許可予定者数が募集定員に満たなかった学科(科)については、次のとおり二次募集を行うものとする。

**1 募集**

(1) 二次募集人数 二次募集人数は、学科(科)の募集定員から一次募集の入学許可予定者数を減じた数とする。

(2) 出願資格 次のいずれかに該当する者で、一次募集を受検し、不合格となった者とする。

ア 第1の1(3)アに同じ。

イ 第1の1(3)イに同じ。

ウ 第1の1(3)ウに同じ。

**2 出願**

(1) 出願

ア 第1の2(1)アに同じ。

イ 第1の2(1)イに同じ。

ウ 出願は、1人1校、1課程、1学科または1科限りとする。ただし、二次募集にあつては、出願先高等学校の同一の課程に2以上の学科(科)が置かれる場合は、これを第2志望または第3志望とすることができる。

エ 次に掲げる県立高等学校の二次募集にあつては、ウの規定によらず、当該県立高等学校に設置する二つの学科(科)を区別せずに出願(学校出願)できるものとし、二つの学科(科)の両方またはいずれかを志望することができる。

滋賀県立膳所高等学校、滋賀県立米原高等学校、滋賀県立草津東高等学校、滋賀県立高島高等学校および滋賀県立守山北高等学校

(2) 期間 期間は、表1-4のとおりとする。

表1-4 出願手続の内容および期間

出願手続	期間
ア 二次募集出願(出願情報登録)	令和8.3.9(月)9:00~令和8.3.11(水)12:00
イ 手数料の納付	令和8.3.11(水)13:00~令和8.3.12(木)12:00
ウ 受検票の印刷	令和8.3.13(金)9:00~令和8.3.15(日)

(3) 出願手続 出願手続は、Web出願システムにより行う。詳細な出願手続については、Web出願マニュアルを参考にすること。県外からの志願者および1(2)ウに該当する志願者にあつては、県教育委員会(高校教育課)に申し出て、その指示に従うこと。

ア 二次募集出願(出願情報登録) Web出願システムへの出願情報の登録と出願必要書類のアップロードを行う。

(7) 志願者が行う手続

a 出願情報の入力 志願者は、表1-4アの期間内に、Web出願システムにより、出願情報(志願する学校、学科(科)等)を入力する。

b 出願必要書類の提出 志願者は、aの手続に際して、Web出願システムにより、出願必要書類をアップロードして提出する。

(4) 中学校等が行う手続

a 出願情報の確認および承認 中学校等は、表1-4アの期間内に、Web出願システムにより、志願者が入力した出願情報の確認を行う。確認後、誤りがなければ承認を行い、誤りがある場合は、差戻し、志願者に修正指示をする。

b 出願必要書類の提出 中学校等は、表1-4アの期間内に、志願者の代わりに、Web出願システムにより、出願必要書類をアップロードして提出することができる。

(7) 出願先高等学校が行う手続 出願先高等学校は、中学校等から出願申請を受けたときは、出願必要書類の不備を確認の上、適正であると認めたときは、Web出願システムにより、これを受理する。不備等がある場合は、差戻しを行う。

イ 手数料の納付

(7) 志願者が行う手続 志願者は、表1-4イの期間内(3月12日(木)正午まで)に、手数料2,200円を納付する。納付方法は、クレジットカードによるオンライン決済、コンビニエンスストア支払、ペイジー決済のいずれかで、Web出願システムから納付の手続を行う。なお、一度納付された手数料の返還は行わない。

(4) 中学校等が行う手続 中学校等は、3月12日(木)正午までに、志願者が手数料を納付していることをWeb出願システムにより確認する。

(7) 出願先高等学校が行う手続 出願先高等学校は、志願者が手数料を納付していることをWeb出願システムにより確認する。

ウ 受検票の印刷

(7) 志願者が行う手続 志願者は、表1-4ウの期間内に、Web出願システムから、受検票をダウンロードして印刷し、確認を行う。

(4) 中学校等が行う手続 中学校等は、表1-4ウの期間内に、志願者の代わりに、Web出願システムから、受検票をダウンロードして印刷し、確認を行うことができる。

(7) 出願先高等学校が行う手続 出願先高等学校は、中学校等から提出された書類および手数料の納付状況を確認のうえ、3月12日(木)午後、Web出願システムにより、受検番号の採番を行い、受検票を印刷できるよう準備する。

3 検査

(1) 検査 二次募集においては、面接および作文を出願者全員に対して実施する。なお、一次募集において実技検査を実施する学校、学科(科)で、県教育委員会が実施を認める場合は、二次募集においても実技検査を実施することができる。

(2) 受検会場 出願先高等学校とする。

(3) 検査の内容、期日および時間 検査の内容、期日および時間は、表1-5のとおりとする。

表1-5 検査の内容、期日および時間

期 日	時 限	1		2～
令和8年 3月16日(月)	検 査	二次募集検査		
	内 容	一 般 注 意	休	面接、作文、(実技検査)
	時 間	9 : 00 } 憩 9 : 10		時間割等は各高等学校による

(注) ・第2限以降の時間割等は実施校の高等学校長が別に定める。

・実技検査の実施の有無は、別添「高等学校別入学者選抜概要」による。

(4) 判定(入学許可予定者の決定) 出願先高等学校長は、面接および作文、(実技検査)の結果、個人調査報告書等を資料とし、また一次募集の学力検査の結果(追検査含む)を参考資料として、その内容を総合的に判断し、入学許可予定者を決定するものとする。

(5) 入学許可予定者の発表 入学許可予定者の発表は、令和8年3月18日(水)に、Web出願システムにより行うものとする。

4 その他 第1の6に同じ。

II 定時制の課程における入学者選抜 選抜は、「一次募集」と「二次募集」により行うものとする。

第1 一次募集 一次募集においては、全ての学校、学科(科)が「一般型選抜」を実施するものとし、「学校独自型選抜」については、県教育委員会(高校教育課)と協議のうえで、実施することができるものとする。原則として全ての志願者が学力検査を受検するものとする。

一般型選抜は、主として志願者の学力を評価するものとする。学校独自型選抜は、学力をみる検査だけでは測れない資質・能力を多面的に評価するものとし、学校、学科(科)の特色に応じた方法を組み合わせて実施

するものとする。

学校独自型選抜は、自己推薦と中学校長推薦の2種類から各高等学校が自校の特色に応じ、選択して実施することができる。

滋賀県立瀬田工業高等学校、滋賀県立彦根工業高等学校および滋賀県立長浜北星高等学校の定時制の課程において、満19歳以上(令和8年4月1日現在)の志願者で希望するものについては、定時制課程特例措置申請書を提出することにより、学力検査に代えて面接および作文で受検することができる。

1 募集

(1) 募集定員 募集定員は、別に定める。

(2) 募集枠および募集人数 一般型選抜および学校独自型選抜における募集枠および募集人数は、各高等学校が作成する「高等学校別入学者選抜概要」に基づき、県教育委員会が定めるものとする。

(3) 出願資格 次のいずれかに該当する者とする。

ア 令和8年3月に中学校等を卒業する見込みの者または修了する見込みの者

イ 中学校等を卒業した者または修了した者

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

(4) 学校独自型選抜における出願要件および推薦要件

ア 学校独自型選抜における出願要件および推薦要件は、「高等学校別入学者選抜概要」に示すとおりとする。

イ 中学校長推薦において出願できる者は、(3)アに該当し、出願先高等学校が示す、学校、学科(科)の推薦要件に適する者で、中学校長の推薦を受けた者とする。

ウ 自己推薦において出願できる者は、出願先高等学校が示す、学校、学科(科)の出願要件を満たす者とする。

2 出願

(1) 出願

ア 志願者は、管理運営規則第11条第2項の規定に基づき、その保護者等が県内に居住するときは、その志願する県立高等学校へ出願することができる。

イ 志願者の保護者等が県外に居住するときは、管理運営規則第11条の3の規定に基づく許可を受けた者に限り、その志願する県立高等学校へ出願することができる。

ウ 出願は、1人1校、1課程、1学科または1科限りとする。ただし、一般型選抜にあつては、出願先高等学校の同一の課程に2以上の学科(科)が置かれ、一般型選抜の募集枠がある場合、これを第2志望または第3志望とすることができる。

エ 志願者は、学校独自型選抜と一般型選抜の双方に出願することができる。このことを「併願」という。また、一般型選抜にのみ出願することを「専願」という。併願する場合は、学校独自型選抜で志願する学校、学科(科)と、一般型選抜の第一希望の学校、学科(科)は同一のものとする。ただし、学校独自型選抜でその定員の全てを募集する学科(科)には、学校独自型選抜でのみ出願することができる。

オ 自己推薦と中学校長推薦の両方を実施する学校、学科(科)に出願する場合、志願者は、自己推薦と中学校長推薦のどちらか一方にのみ出願することができる。

(2) 期間 期間は、表2-1のとおりとする。

表2-1 出願手続の内容および期間

出願手続		期間
ア 出願準備	(a)志願者基本情報一括登録	令和7.11.14(金)~令和7.12.12(金)
	(b)志願者基本情報確認・入力	令和7.12.13(土)~令和8.1.23(金)
イ 一次募集出願(出願情報登録)		令和8.1.27(火)9:00~令和8.2.5(木)12:00
ウ 出願変更		令和8.2.6(金)9:00~令和8.2.13(金)12:00
エ 手数料の納付		令和8.2.13(金)13:00~令和8.2.17(火)12:00
オ 受検票の印刷		令和8.2.19(木)9:00~令和8.2.24(火)

(3) 出願手続 出願手続は、Web出願システムにより行う。詳細な出願手続については、Web出願マニュアルを参考にすること。県外からの志願者および1(3)ウに該当する志願者にあつては、県教育委員会(高校教育課)に申し出て、その指示に従うこと。

ア 出願準備

(7) 志願者が行う手続

- a 志願者基本情報確認・入力 志願者は、表2-1ア(b)の期間内に、Web出願システムにより、中学校等が一括登録した志願者基本情報が正しく登録されているか確認し、必要に応じて修正および追加、入力を行う。
- b 各種資料の準備 志願者は、出願準備期間が終了するまでに、出願に必要な各種資料を準備する。
- (イ) 中学校等が行う手続
  - a 志願者基本情報一括登録 中学校等は、表2-1ア(a)の期間内に、Web出願システムにより、志願者基本情報の一括登録を行う。
  - b 志願者基本情報の確認 中学校等は、表2-1ア(b)の期間内に、Web出願システムにより、志願者が確認および入力した志願者基本情報の最終確認を行う。なお、確認に当たっては、志願者の入力事項等に誤りが無いことを必ず確認する。
  - c 各種資料の準備 中学校等は、個人調査報告書に係るデータや「出願必要書類」の準備や確認を行う。
- イ 一次募集出願(出願情報登録) Web出願システムへの出願情報の登録と出願必要書類のアップロードを行う。
  - (ア) 志願者が行う手続
    - a 出願情報の入力 志願者は、表2-1イの期間内に、Web出願システムにより、出願情報(志願する学校、学科(科)、受検する選抜の種類等)を入力する。
    - b 出願必要書類の提出 志願者は、aの手続に際して、Web出願システムにより、出願必要書類をアップロードして提出する。
  - (イ) 中学校等が行う手続
    - a 出願情報の確認および承認 中学校等は、表2-1イの期間内に、Web出願システムにより、志願者が入力した出願情報の確認を行う。なお、この要項に定める要件を満たしていることを必ず確認し、誤りがなければ承認を行い、誤りがある場合は、差戻し、志願者に修正指示をする。
    - b 個人調査報告書に係るデータの提出 中学校等は、表2-1イの期間内に、Web出願システムにより、個人調査報告書に係るデータをアップロードして提出する。その際、個人調査報告書に係るデータに示される評定は、生徒指導要録に基づく評価を用いるものとする。
    - c 出願必要書類の提出 中学校等は、表2-1イの期間内に、志願者の代わりに、Web出願システムにより、出願必要書類をアップロードして提出することができる。
  - (ウ) 出願先高等学校が行う手続 出願先高等学校は、中学校等から出願申請を受けたときは、出願必要書類の不備およびこの要項に定める要件を満たしていることを確認の上、適正であると認めるときは、Web出願システムにより、これを受理する。不備等がある場合は、差戻しを行う。
- ウ 出願変更 志願者は、イに基づく出願後、1人1回に限り、出願変更を行うことができる。出願変更を行う場合は、表2-1ウの期間内に、出願変更申請を行う。
  - (ア) 志願者が行う手続
    - a 出願変更申請 出願変更希望者は、中学校等へ出願変更を依頼し、出願変更の許可を受けた後、Web出願システムにより、イ(ア)の手続に準じて、新たに出願する県立高等学校の出願情報を入力する。
    - b 書類の変更・提出 出願変更希望者は、出願変更により出願必要書類の追加や変更の必要がある場合は、表2-1ウの期間内に、Web出願システムにより、出願必要書類をアップロードして提出する。
  - (イ) 中学校等が行う手続
    - a 出願変更の許可 中学校等は、必要に応じて、Web出願システムにより出願変更の許可を行う。
    - b 書類の変更・提出 中学校等は、表2-1ウの期間内に、志願者の代わりに、Web出願システムにより、当該生徒の出願に必要な書類を再度アップロードして提出することができる(個人調査報告書に係るデータの再アップロードは不要。)
    - c 出願変更申請の承認 中学校等は、出願の変更が正当と認められた場合、Web出願システムにより、イ(イ)の手続に準じて、承認を行う。
  - (ウ) 出願先高等学校が行う手続 出願先高等学校は、イ(ウ)の手続に準じて、Web出願システムにより、これを受理する。不備等がある場合は、差戻しを行う。
- エ 手数料の納付

- (7) 志願者が行う手続 志願者は、表2-1エの期間内(2月17日(火)正午まで)に、手数料を納付する。手数料は、出願する選抜が一つの場合は、950円、二つの場合は、1,900円が必要となる。納付方法は、クレジットカードによるオンライン決済、コンビニエンスストア支払、ペイジー決済のいずれかで、Web出願システムから納付の手続を行う。なお、一度納付された手数料の返還は行わない。
- (イ) 中学校等が行う手続 中学校等は、2月17日(火)正午までに、志願者が手数料を納付していることをWeb出願システムにより確認する。
- (ウ) 出願先高等学校が行う手続 出願先高等学校は、志願者が手数料を納付していることをWeb出願システムにより確認する。

オ 受検票の印刷

- (7) 志願者が行う手続 志願者は、表2-1オの期間内に、Web出願システムから、受検票をダウンロードして印刷し、確認を行う。
- (イ) 中学校等が行う手続 中学校等は、表2-1オの期間内に、志願者の代わりに、Web出願システムから、受検票をダウンロードして印刷し、確認を行うことができる。
- (ウ) 出願先高等学校が行う手続 出願先高等学校は、中学校等から提出された書類および手数料の納付状況を確認のうえ、2月18日(水)に、Web出願システムにより、受検番号の採番を行い、受検票を印刷できるよう準備する。

3 検査

(1) 学力検査

- ア 学力検査は、出願者全員に対して実施する。
- イ 学力検査実施教科は、国語、数学、社会、理科および外国語(英語)の5教科とする。
- ウ 学力検査実施教科の配点は、各教科100点を標準とする。
- エ 高等学校は、自校の特色に応じて、学力検査実施教科の配点に比重をかけることができる。
- オ 各教科等の配点等については、「高等学校別入学者選抜概要」によるものとする。

(2) 学校独自検査

- ア 学校独自検査は、学校独自型選抜出願者に対して実施する。
- イ 学校独自検査は、作文、小論文、面接、プレゼンテーション、実技検査等のうちから1つ以上を課すものとし、実施内容等については、「高等学校別入学者選抜概要」によるものとする。
- ウ 各検査等の配点等については、「高等学校別入学者選抜概要」によるものとする。

(3) 受検会場 出願先高等学校とする。

(4) 各検査の内容、期日および時間 各検査の内容、期日および時間は、表2-2のとおりとする。

表2-2 各検査の内容、期日および時間

期日	時限	1		2		3		4		5		6
1日目 令和8年 2月25日(水)	検査	学力検査										
	内容 (教科等)	一般 注意	休憩	国語	休憩	数学	休憩	社会	昼食	理科	休憩	英語
	時間	9:00 }		9:25 }		10:35 }		11:45 }		13:20 }		14:30 }
		9:10	10:15	11:25	12:35	14:10	15:20					
2日目 令和8年 2月26日(木)	検査	学校独自検査、定時制課程特例措置の検査										
	内容	一般 注意	休憩	作文、小論文、面接、プレゼンテーション、実技検査等								
	時間	9:00 }		時間割等は各高等学校による								
		9:10										

(注)・1日目の学力検査の英語については「聞き取りテスト」を含めて実施する。

・学力検査以外の検査は2日目に実施する。

(5) 判定(入学許可予定者の決定)

- ア 判定は、学校独自型選抜、一般型選抜の順に行う。学校独自型選抜で入学許可が得られなかった受検者は、一般型選抜で専願受検者とともに判定する。ただし、定時制課程特例措置については、別途判定する。
- イ 学校独自型選抜による判定

- (7) 学校独自型選抜においては、学力検査結果、学校独自検査結果、個人調査報告書等を資料とする。
- (4) 高等学校長は、学力検査、学校独自検査、個人調査報告書等の配点の比重を定め、学力検査結果、学校独自検査結果、個人調査報告書等の内容を総合的に判断して入学許可予定者を決定する。高等学校長が定める配点等については、「高等学校別入学者選抜概要」に示すとおりとする。
- (7) 学校独自型選抜において、自己推薦と中学校長推薦の両方を実施する場合は、自己推薦から判定する。募集人数が充足しなかった場合は、その分を中学校長推薦の募集人数に加えて判定する。

ウ 一般型選抜による判定

- (7) 一般型選抜においては、学力検査結果、個人調査報告書等を資料とする。
- (4) 高等学校長は、学力検査、個人調査報告書等の配点の比重を定め、学力検査結果、個人調査報告書等の内容を総合的に判断して決定する。高等学校長が定める配点等については、別添「高等学校別入学者選抜概要」に示すとおりとする。
- (7) 一般型選抜は、募集定員から学校独自型選抜の入学許可予定者を除く人数を一般型選抜の募集人数とし、入学許可予定者を決定する。
- (6) 入学許可予定者の発表 入学許可予定者の発表は、令和8年3月9日(月)に、Web出願システムにより行うものとする。

4 追検査

- (1) 対象者 対象者は、インフルエンザに罹患するなど、やむを得ない理由で、表2-2の日程における本検査の全てまたはその一方を受検できなかった者の中で、追検査の受検を希望する者とする。なお、追検査は、本検査で出願した高等学校、学科(科)について受検するものであり、変更は認めない。
- (2) 申請期日 申請期日は、令和8年2月27日(金)の原則午後3時までとする。
- (3) 申請手続

ア 追検査の受検を希望する志願者は、中学校長を経て、以下に掲げる書類を出願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、出身中学校等がない場合は、出願先高等学校長に直接提出すること。

- (7) 一次募集追検査受検願
- (4) 病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、本検査を受検できなかった理由が明確に分かるもの。

イ 中学校長から追検査の受検希望の報告を受けた高等学校長は、速やかに県教育委員会(高校教育課)に報告し、追検査の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、高等学校長から中学校長を通じて志願者に連絡するものとする。

ウ 申請手続は、Web出願システムは用いず、出願先高等学校で行うことを原則とする。なお、郵送による申請手続は認めない。

(4) 受検会場

- ア 追検査(学力検査)の受検会場は、滋賀県庁(大津市京町四丁目1-1)とする。
- イ 追検査(学校独自検査)の受検会場は、出願先高等学校とする。

(5) 追検査の内容、期日および時間

- ア 志願者は、(4)ア、イにおいて、定められた検査場で、定められた時間割に従って、本検査で受検できなかった検査について受検するものとする。
- イ 追検査の内容、期日および時間は、表2-3のとおりとする。

表2-3 追検査の内容、期日および時間

期日	時限	1		2		3		4		5		6
1日目 令和8年 3月1日(日)	検査	追検査(学力検査)										
	内容 (教科等)	一般 注意	休 憩	国語	休 憩	数学	休 憩	社会	昼 食	理科	休 憩	英語
	時間	9:00 }		9:25 }		10:35 }		11:45 }		13:20 }		14:30 }
		9:10	10:15	11:25	12:35	14:10	15:20					
2日目 令和8年	検査	追検査(学校独自検査)、追検査(定時制課程特例措置の検査)										
	内容	一般 注意	休 憩	面接、作文等								
		9:00										

3月2日(月)	時間	}	時間割等は各高等学校による
		9:10	

(注)・1日目の追検査(学力検査)の英語については「聞き取りテスト」を含めて実施する。

・学力検査以外の追検査は、2日目に実施する。

ウ 追検査(学力検査)、追検査(学校独自検査)、追検査(定時制課程特例措置の検査)の実施・採点等については、本検査に準じて行うものとする。

(6) 判定(入学許可予定者の決定) 出願先高等学校長は、追検査(学力検査)結果、追検査(学校独自検査)結果、個人調査報告書等を資料として、本検査を受検した志願者の資料と合わせて、その内容を総合的に判断し、入学許可予定者を決定するものとする。なお、定時制課程特例措置については、本検査を受検した志願者の資料と合わせて、その内容を総合的に判断し、入学許可予定者を決定するものとする。

(7) 入学許可予定者の発表 3(6)に同じ。

5 入学者選抜結果の本人への提供 入学者選抜結果の本人への提供(検査結果提供)については、次のとおりである。

(1) 請求方法 受検者本人による口頭での請求とする。

(2) 対象となる個人情報の内容 一般型選抜における学力検査各教科の得点および総合順位

(3) 請求を行うことができる期間 令和8年3月10日(火)から令和8年5月29日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日および学校の指定する日を除く。)とする。受付時間は、午後2時から午後8時までとする。

(4) 請求を行うことができる場所 県立高等学校入学者選抜の受検校

(5) 本人確認のための必要書類 受検票(印刷したもの)とする。ただし、受検票を紛失した場合は、本人確認の書類(パスポート、健康保険の被保険者証、マイナンバーカード、生徒証明書のいずれか)により確認する。

6 その他

(1) 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。

(2) 出願先高等学校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ県教育長の承認を受け、志願者に対して必要な指示を行うことができる。

(3) 次に示す海外帰国生徒等に該当する者のうち、受検に当たって特別な配慮を必要とする者は、海外帰国生徒等取扱措置願を提出しなければならない。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める、「配慮申請実施要領」を参考にすること。海外帰国生徒等とは、海外帰国生徒または外国人生徒のうち、次のいずれにも該当する者とする。

ア 帰国または渡日後の期間は、帰国し、または渡日した日から令和8年2月1日(日)までの期間が6年以上とする。

イ 海外における在住期間は、帰国または渡日時からさかのぼり継続して1年以上とする。

(4) 受検に当たって特別な配慮を必要とする場合、中学校長は、志願者の状況等について、出願先高等学校長宛て申し出るものとする。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める「配慮申請実施要領」を参考にすること。

(5) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

第2 二次募集 一次募集において、入学許可予定者数が募集定員に満たなかった学科(科)については、次のとおり二次募集を行うものとする。

1 募集

(1) 二次募集人数 二次募集人数は、学科(科)の募集定員から一次募集の入学許可予定者数を減じた数とする。(2) 出願資格 次のいずれかに該当する者で、一次募集を受検し、不合格となった者とする。

ア 第1の1(3)アに同じ。

イ 第1の1(3)イに同じ。

ウ 第1の1(3)ウに同じ。

2 出願

(1) 出題

ア 第1の2(1)アに同じ。

イ 第1の2(1)イに同じ。

ウ 出願は、1人1校、1課程、1学科または1科限りとする。ただし、二次募集にあつては、出願先高等

学校の同一の課程に2以上の学科(科)が置かれる場合は、これを第2志望または第3志望とすることができる。

(2) 期間 期間は、表2-4のとおりとする。

表2-4 出願手続の内容および期間

出願手続	期間
ア 二次募集出願(出願情報登録)	令和8.3.9(月)9:00~令和8.3.11(水)12:00
イ 手数料の納付	令和8.3.11(水)13:00~令和8.3.12(木)12:00
ウ 受検票の印刷	令和8.3.13(金)9:00~令和8.3.15(日)

(3) 出願手続 出願手続は、Web出願システムにより行う。詳細な出願手続については、Web出願マニュアルを参考にする。県外からの志願者および1(2)ウに該当する志願者にあつては、県教育委員会(高校教育課)に申し出て、その指示に従うこと。

ア 二次募集出願(出願情報登録) Web出願システムへの出願情報の登録と出願必要書類のアップロードを行う。

(7) 志願者が行う手続

- a 出願情報の入力 志願者は、表2-4アの期間内に、Web出願システムにより、出願情報(志願する学校、学科(科)等)を入力する。
- b 出願必要書類の提出 志願者は、aの手続に際して、Web出願システムにより、出願必要書類をアップロードして提出する。

(4) 中学校等が行う手続

- a 出願情報の確認および承認 中学校等は、表2-4アの期間内に、Web出願システムにより、志願者が入力した出願情報の確認を行う。確認後、誤りがなければ承認を行い、誤りがある場合は、差戻し、志願者に修正指示をする。
- b 出願必要書類の提出 中学校等は、表2-4アの期間内に、志願者の代わりに、Web出願システムにより、出願必要書類をアップロードして提出することができる。

(5) 出願先高等学校が行う手続 出願先高等学校は、中学校等から出願申請を受けたときは、出願必要書類の不備を確認の上、適正であると認めたときは、Web出願システムにより、これを受理する。不備等がある場合は、差戻しを行う。

イ 手数料の納付

- (7) 志願者が行う手続 志願者は、表2-4イの期間内(3月12日(木)正午まで)に、手数料950円を納付する。納付方法は、クレジットカードによるオンライン決済、コンビニエンスストア支払、ペイジー決済のいずれかで、Web出願システムから納付の手続を行う。なお、一度納付された手数料の返還は行わない。
- (4) 中学校等が行う手続 中学校等は、3月12日(木)正午までに、志願者が手数料を納付していることをWeb出願システムにより確認する。
- (5) 出願先高等学校が行う手続 出願先高等学校は、志願者が手数料を納付していることをWeb出願システムにより確認する。

ウ 受検票の印刷

- (7) 志願者が行う手続 志願者は、表2-4ウの期間内に、Web出願システムから、受検票をダウンロードして印刷し、確認を行う。
- (4) 中学校等が行う手続 中学校等は、表2-4ウの期間内に、志願者の代わりに、Web出願システムから、受検票をダウンロードして印刷し、確認を行うことができる。
- (5) 出願先高等学校が行う手続 出願先高等学校は、中学校等から提出された書類および手数料の納付状況を確認のうえ、3月12日(木)午後に、Web出願システムにより、受検番号の採番を行い、受検票を印刷できるよう準備する。

3 検査

- (1) 検査 二次募集においては、面接および作文を出願者全員に対して実施する。
- (2) 受検会場 出願先高等学校とする。
- (3) 検査の内容、期日および時間 検査の内容、期日および時間は、表2-5または表2-6のとおりとする。

表2-5 定時制の課程(昼間)における検査の内容、期日および時間

期日	時限	1	2~

令和8年 3月16日(月)	検 査	二次募集検査		
	内 容	一般 注意	休 憩	面接、作文
	時 間	9 : 00 } 9 : 10		時間割等は各高等学校による

表2-6 定時制の課程(夜間)における検査の内容、期日および時間

期日	時限	1		2~
令和8年 3月16日(月)	検 査	二次募集検査		
	内 容	一 般 注 意	休 憩	面接、作文
	時 間	14 : 00 } 14 : 10		時間割等は各高等学校による

(注) 第2限以降の時間割等は実施校の高等学校長が別に定める。

(4) 判定(入学許可予定者の決定) 出願先高等学校長は、面接および作文の結果、個人調査報告書等を資料とし、また一次募集の学力検査の結果(追検査含む)を参考資料として、その内容を総合的に判断し、入学許可予定者を決定するものとする。

(5) 入学許可予定者の発表 入学許可予定者の発表は、令和8年3月18日(水)に、Web出願システムにより行うものとする。

4 その他 第1の6に同じ。

III 通信制の課程(滋賀県立大津清陵高等学校)における入学者選抜 選抜は、「一次募集」と「二次募集」により行うものとする。

通信制の課程においては、主として志願者の適性、興味・関心および学習意欲を評価するものとし、学力検査は実施しない。

第1 一次募集

1 募集定員 募集定員は、別に定める。

2 出願資格 次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和8年3月に中学校等を卒業する見込みの者、または修了する見込みの者
- (2) 中学校等を卒業した者、または修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

3 期間および受付時間

- (1) 期間 令和8年3月5日(木)から令和8年3月9日(月)まで(土曜日を除く、日曜日を含む。)とする。
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時までとする。

4 出願 志願者は、管理運営規則第11条第2項および第11条の3の規定に基づき出願することができる。ただし、他の課程および他の公立高等学校との併願はできない。

5 出願手続 出願手続は、Web出願システムは用いず、大津清陵高等学校に持参するものとする。

(1) 出願に必要な書類は次のとおりとする。

ア 入学願書

イ 面接票 志願者は、出願前3箇月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真(縦4cm、横3cm)を所定の欄に貼ること。

ウ 住民票記載事項証明書の写し

(ア) 2(2)に該当する者は、保護者等の住民票記載事項証明書の写しを提出しなければならない。

(イ) 2(1)に該当する者のうち、保護者等が滋賀県内に居住し、かつ県外の中学校に在籍している者は、保護者等の住民票記載事項証明書の写しを提出しなければならない。

エ 滋賀県立高等学校特別出願に係る許可書(以下「特別出願許可書」という。)の写し

管理運営規則第11条の3の規定に基づく特別事情による志願者は、県教育長の許可を受け、特別出願許可書の写しを添付しなければならない。詳細な手続については、別に定める「滋賀県立高等学校特別事情による出願について」を参考にすること。

オ 雇用(予定)証明書 県内に勤務地を有し、または有する見込みの者のうち県外からの志願者は、雇

用(予定)証明書を提出しなければならない。

(2) 志願者は、(1)の書類に、中学校長の作成する個人調査報告書を添えて、大津清陵高等学校長宛て志願者本人が直接提出しなければならない。ただし、県外からの志願者および2(3)に該当する志願者は、大津清陵高等学校長に申し出て、その指示に従わなければならない。

6 面接 面接は、出願者全員に対して出願書類の提出時に実施し、その方法等は、大津清陵高等学校において定める実施要項によるものとする。

7 入学の許可 大津清陵高等学校長は、提出された個人調査報告書および面接の結果を資料として、総合的に判定し、入学許可予定者を決定するものとする。

8 入学許可予定者の発表 入学許可予定者の発表は、令和8年3月12日(木)10時に、大津清陵高等学校のWebページに掲載する。

9 その他

(1) 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。

(2) 書類を発送する場合は、全て「書留」、「簡易書留」または「書留」、「簡易書留」に準ずる方法(受付・配達記録が残るか対面で受け渡しができる方法)によるものとする。

(3) 県外からの志願者および2(3)に該当する志願者にあつては、県教育委員会(高校教育課)に申し出て、その指示に従うこと。

(4) 大津清陵高等学校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ県教育長の承認を受け、志願者に対して必要な指示を行うことができる。

(5) 次に示す海外帰国生徒等に該当する者のうち、受検に当たって特別な配慮を必要とする者は、海外帰国生徒等取扱措置願を提出しなければならない。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める「配慮申請実施要領」を参考にすること。海外帰国生徒等とは、海外帰国生徒または外国人生徒のうち、次のいずれにも該当する者とする。

ア 帰国または渡日後の期間は、帰国し、または渡日した日から令和8年2月1日(日)までの期間が6年以内とする。

イ 海外における在住期間は、帰国または渡日時からさかのぼり継続して1年以上とする。

(6) 受検に当たって特別な配慮を必要とする場合、中学校長は、志願者の状況等について、大津清陵高等学校長宛て申し出るものとする。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める「配慮申請実施要領」を参考にすること。

(7) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**第2** 二次募集 入学許可予定者数が募集定員に満たない場合は、次のとおり二次募集を行うものとする。

1 二次募集人数 二次募集人数は、募集定員から一次募集の入学許可予定者数を減じた数とする。

2 出願資格 第1の2に同じ。

3 期間および受付時間

(1) 期間 令和8年3月15日(日)および令和8年3月18日(水)とする。

(2) 受付時間 午前9時から午後4時までとする。

4 出願 第1の4に同じ。

5 出願手続 第1の5に同じ。

6 面接 第1の6に同じ。

7 入学の許可 第1の7に同じ。

8 入学許可予定者の発表 入学許可予定者の発表は、令和8年3月19日(木)16時に、大津清陵高等学校のWebページに掲載する。

9 その他 第1の9に同じ。

**IV** 全国募集に係る入学者選抜

**第1** 全国募集

1 実施校、募集学科および募集人数

実施校	募集学科	募集人数
信楽高等学校	総合学科	学校独自型選抜中学校長推薦 募集枠50%のうち5名以内
伊香高等学校	森の探究科	学校独自型選抜中学校長推薦 募集枠50%のうち5名以内
		一次募集(学校独自型選抜中学校長推薦および一般型選抜)において、

虎姫高等学校	普通科	国際バカロレアDP(ディプロマ・プログラム)で学ぶことを希望する者 5名以内
--------	-----	---

2 出願資格 令和8年3月に中学校等を卒業する見込みの者または修了する見込みの者

3 推薦要件

ア 全国募集の学校独自型選抜における推薦要件は、「高等学校別入学者選抜概要」に示すとおりとする。

イ 出願できる者は、出願先高等学校が示す、学校、学科(科)の推薦要件に適する者で、中学校長の推薦を受けた者とする。

ウ 管理運営規則第11条の3の規定に基づく特別事情による志願者は、出願日までに、滋賀県内に身元引受人がおり「特別事情による出願許可」を受けている者とする。特別事情による出願許可については、別に定める「滋賀県立高等学校特別事情による出願について」を参考にする。

4 その他

(1) 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。

(2) 書類を発送する場合は、全て「書留」、「簡易書留」または「書留」、「簡易書留」に準ずる方法(受付・配達記録が残るか対面で受け渡しがされる方法)によるものとする。

(3) 出願先高等学校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ県教育長の承認を受け、志願者に対して必要な指示を行うことができる。

(4) 次に示す海外帰国生徒等に該当する者のうち、受検に当たって特別な配慮を必要とする者は、海外帰国生徒等取扱措置願を提出しなければならない。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める「配慮申請実施要領」を参考にする。海外帰国生徒等とは、海外帰国生徒または外国人生徒のうち、次のいずれにも該当する者とする。

ア 帰国または渡日後の期間は、帰国し、または渡日した日から令和8年2月1日(日)までの期間が6年以内とする。

イ 海外における在住期間は、帰国または渡日時からさかのぼり継続して1年以上とする。

(5) 受検に当たって特別な配慮を必要とする場合、中学校長は、志願者の状況等について、出願先高等学校長宛て申し出るものとする。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める「配慮申請実施要領」を参考にする。

(6) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**第2 信楽高等学校・伊香高等学校の入学者選抜について** 信楽高等学校および伊香高等学校の全国募集においては、学校独自型選抜において5名以内を選抜するものとし、志願者は以下に記すとおり学校独自検査を受検するものとする。

1 出願

(1) 出願

ア 志願者は、管理運営規則第11条の3の規定に基づき出願することができる。ただし、他の課程および他の公立高等学校との併願はできない。

イ 出願は、1人1校、1課程、1学科または1科限りとする。

(2) 期間および受付時間

ア 期間 令和8年1月23日(金)および令和8年1月26日(月)(土曜日および日曜日を除く。)とする。

イ 受付時間 午前9時から午後4時までとする。

郵送の場合は、令和8年1月23日(金)の消印のあるものに限り受け付ける。この場合において、中学校長は、郵送した時点で、出願先高等学校長宛て電話で報告するものとする。

(3) 出願手続 出願手続は、Web出願システムは用いず、中学校長を経て出願先高等学校長に提出するものとする。

ア 提出書類 志願者は、次の書類を作成し、提出しなければならない。

(ア) 全国募集入学願書

(イ) 全国募集受検票

(ウ) 特別出願許可書の写し

イ 手数料

(ア) 志願者は、出願に当たって、2,200円の手数料に相当する額面の滋賀県収入証紙を全国募集入学願書の証紙貼付欄に貼り付けなければならない。

(イ) 既納の手数料は、原則として還付しない。

ウ 中学校長は、志願者から提出された書類の内容を確認するとともに、推薦書および個人調査報告書等を作成し、志願者から提出された書類とあわせて出願先高等学校長に提出するものとする。

エ 出願先高等学校長は、中学校長から提出された書類および手数料を確認のうえ、全国募集受検票に受検番号を付して、中学校長に交付するものとする。

オ 中学校長は、志願者に全国募集受検票を交付するものとする。

2 検査 出願者全員に対して、面接および作文を課すものとし、その方法等は各高等学校で定める実施要項によるものとする。

(1) 受検会場 出願先高等学校とする。

(2) 検査の内容、期日および時間 検査の内容、期日および時間は、表4-1のとおりとする。

表4-1 検査の内容、期日および時間

期日	時限	1		2～
令和8年 1月31日(土)	検査	学校独自検査		
	内容	一般注意	休憩	面接、作文
	時間	13:00 } 13:10		時間割等は各高等学校による

(注) 第2限以降の時間割等は実施校の高等学校長が別に定める。

(3) 判定(入学許可予定者の決定) 出願先高等学校長は、面接および作文の結果や推薦書および個人調査報告書等を資料として、その内容を総合的に判断し、入学許可予定者を決定するものとする。

(4) 入学許可予定者の通知および発表

ア 出願先高等学校長は、令和8年2月5日(木)に当該中学校等を通じて本人に入学許可予定を通知する。

イ アの通知は、全国募集入学許可予定者通知書の交付によって行う。

ウ 全国募集入学許可予定者通知書の交付を受けた者は、当該高等学校に入学するものとする。

エ 全国募集入学許可予定者通知書の交付をもって、入学許可予定者の発表に代える。

3 全国募集追検査

(1) 対象者 対象者は、インフルエンザに罹患するなど、やむを得ない理由で、表4-1の日程における学校独自検査(以下「全国募集本検査」という。)の全てを受検できなかった者のうち、全国募集追検査の受検を希望する者とする。なお、全国募集追検査は、全国募集本検査で出願した高等学校、学科(科)について受検するものであり、変更は認めない。

(2) 申請期日 申請期日は、令和8年2月2日(月)の原則午後3時までとする。

(3) 申請手続

ア 全国募集追検査の受検を希望する志願者は、中学校長を経て、以下に掲げる書類を出願先高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 全国募集追検査受検願

(イ) 病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、本検査を受検できなかった理由が明確に分かるもの。

イ 中学校長から全国募集追検査の受検希望の報告を受けた高等学校長は、速やかに県教育委員会(高校教育課)に報告し、全国募集追検査の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、高等学校長から中学校長を通じて志願者に連絡するものとする。

ウ 申請手続は、Web出願システムは用いず、出願先高等学校で行うことを原則とする。

(4) 受検会場 出願先高等学校

(5) 全国募集追検査の内容、期日および時間

ア 志願者は定められた検査場で、定められた時間割に従って、全国募集本検査で受検できなかった検査について受検するものとする。

イ 全国募集追検査の教科、期日および時間は、表4-2のとおりとする。

表4-2 追検査の内容、期日および時間

期日	時限	1		2～
令和8年	検査	全国募集追検査(学校独自検査)		
	内容	一般注意		面接、作文

2月4日(水)	時間	13:00 }	休憩	時間割等は各高等学校による
		13:10		

(注) 第2限以降の時間割等は実施校の高等学校長が別に定める。

ウ 全国募集追検査(学校独自検査)の実施・採点等については、全国募集本検査に準じて行うものとする。

(6) 判定(入学許可予定者の決定) 出願先高等学校長は、全国募集追検査(学校独自検査)結果や推薦書および個人調査報告書等を資料として、その内容を総合的に判断し、入学許可予定者を決定するものとする。

(7) 入学許可予定者の通知および発表 2(4)に同じ。

**第3** 虎姫高等学校の入学者選抜について 虎姫高等学校の全国募集においては、一次募集(学校独自型選抜中学校長推薦および一般型選抜)において、国際バカロレアDP(ディプロマ・プログラム)で学ぶことを希望する者5名以内を選抜するものとし、志願者は以下に記すとおり学力検査および学校独自検査を受検するものとする。

1 出願

(1) 出願

ア 志願者は、管理運営規則第11条の3の規定に基づき出願することができる。ただし、他の課程および他の公立高等学校との併願はできない。

イ 出願は、1人1校、1課程、1学科または1科限りとする。

ウ 志願者は、学校独自型選抜と一般型選抜の双方に出願しなければならない。

(2) 期間 期間は、表4-3のとおりとする。

表4-3 出願手続の内容および期間

出願手続		期間
ア 出願準備	(a)志願者基本情報一括登録	令和7.11.14(金)~令和7.12.12(金)
	(b)志願者基本情報確認・入力	令和7.12.13(土)~令和8.1.23(金)
イ 一次募集出願(出願情報登録)		令和8.1.27(火)9:00~令和8.2.5(木)12:00
ウ 手数料の納付		令和8.2.13(金)13:00~令和8.2.17(火)12:00
エ 受検票の印刷		令和8.2.19(木)9:00~令和8.2.24(火)

(3) 出願手続 原則として、「I 全日制の課程における入学者選抜」第1の2(3)に準ずる。ただし、出願変更はないものとする。

2 検査

(1) 学力検査 「I 全日制の課程における入学者選抜」第1の3(1)に同じ。

(2) 学校独自検査 「I 全日制の課程における入学者選抜」第1の3(2)に同じ。

(3) 受検会場 虎姫高等学校とする。

(4) 各検査の内容、期日および時間 各検査の内容、期日および時間は、表4-4のとおりとする。

表4-4 各検査の内容、期日および時間

期日	時限	1		2		3		4		5		6
1日目 令和8年 2月25日(水)	検査	学力検査										
	内容 (教科等)	一般 注意	休 憩	国語	休 憩	数学	休 憩	社会	昼 食	理科	休 憩	英語
	時間	9:00 }		9:25 }		10:35 }		11:45 }		13:20 }		14:30 }
	9:10	10:15		11:25		12:35		14:10		15:20		
2日目 令和8年 2月26日(木)	検査	学校独自検査										
	内容	一般 注意	休 憩	作文、実技検査								
	時間	9:00 }		時間割等は虎姫高等学校が定めるところによる								
	9:10											

(注) 1日目の英語については「聞き取りテスト」を含めて実施する。

(5) 判定(入学許可予定者の決定)

ア 原則として、「I 全日制の課程における入学者選抜」第1の3(5)に準ずる。

イ 学校独自型選抜における国際バカロレア枠については、全国募集による受検者と県内の受検者の別なく

選抜を実施する。

ウ 学校独自型選抜で全国募集枠の5名分が充足しなかった場合は、一般型選抜においても選抜対象とする。

(6) 入学許可予定者の発表 「I 全日制の課程における入学者選抜」第1の3(6)に同じ。

3 追検査

(1) 対象者 「I 全日制の課程における入学者選抜」第1の4(1)に同じ。

(2) 申請期日 「I 全日制の課程における入学者選抜」第1の4(2)に同じ。

(3) 申請手続

ア 追検査の受検を希望する志願者は、中学校長を経て、以下に掲げる書類を出願先高等学校長に提出しなければならない。

(7) 一次募集追検査受検願

(イ) 病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、本検査を受検できなかった理由が明確に分かるもの。

イ 中学校長から追検査の受検希望の報告を受けた高等学校長は、速やかに県教育委員会(高校教育課)に報告し、追検査の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、高等学校長から中学校長を通じて志願者に連絡するものとする。

ウ 申請手続は、Web出願システムは用いず、出願先高等学校で行うことを原則とする。

(4) 受検会場 「I 全日制の課程における入学者選抜」第1の4(4)に同じ。

(5) 追検査の内容、期日および時間

ア 志願者は、「I 全日制の課程における入学者選抜」第1の4(4)ア、イにおいて、定められた検査場で、定められた時間割に従って、本検査で受検できなかった検査について受検するものとする。

イ 追検査の教科、期日および時間は、表4-5のとおりとする。

表4-5 追検査の内容、期日および時間

期日	時限	1		2		3		4		5		6
1日目 令和8年 3月1日(日)	検査	追検査(学力検査)										
	内容 (教科等)	一般 注意	休憩	国語	休憩	数学	休憩	社会	昼 食	理科	休憩	英語
	時間	9:00 }		9:25 }		10:35 }		11:45 }		13:20 }		14:30 }
		9:10		10:15		11:25		12:35		14:10		15:20
2日目 令和8年 3月2日(月)	検査	追検査(学校独自検査)										
	内容	一般 注意	休憩	作文、実技検査								
	時間	9:00 }		時間割等は虎姫高等学校が定めるところによる								
		9:10										

(注) 1日目の追検査(学力検査)の英語については「聞き取りテスト」を含めて実施する。

ウ 追検査(学力検査)、追検査(学校独自検査)の実施・採点等については、本検査に準じて行うものとする。

(6) 判定(入学許可予定者の決定) 「I 全日制の課程における入学者選抜」第1の4(6)に同じ。

(7) 入学許可予定者の発表 「I 全日制の課程における入学者選抜」第1の4(7)に同じ。

4 入学者選抜結果の本人への提供 「I 全日制の課程における入学者選抜」第1の5に同じ。

V 中高一貫教育に係る併設型高等学校の特例

1 入学者選抜の特例 滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則(昭和63年滋賀県教育委員会規則第5号)第2条の表の左欄に掲げる中学校(以下「併設型中学校」という。)に在籍し、令和8年3月に卒業する見込みの者が、同表のそれぞれ当該右欄に掲げる高等学校(以下「併設型高等学校」という。)に入学を志願する場合は、次により選抜を行わず入学許可予定者とするものとする。

2 併設型高等学校

併設型高等学校および学科は、次のとおりとする。

併設型中学校	併設型高等学校(学科)
滋賀県立河瀬中学校	滋賀県立河瀬高等学校(普通科)
滋賀県立守山中学校	滋賀県立守山高等学校(普通科)

滋賀県立水口東中学校	滋賀県立水口東高等学校(普通科)
------------	------------------

3 出願手続 併設型高等学校への志願者は、併設型高等学校入学願書(様式は、各併設型高等学校長が定める。)を令和8年2月18日(水)または令和8年2月19日(木)に、併設型高等学校長に提出しなければならない。

なお、当該併設型高等学校以外の高等学校等へ出願する者は、1による入学者選抜の特例の適用を受けることができないものとする。

VI 転入学・編入学(大津清陵高等学校 昼間部) 大津清陵高等学校昼間部に転入生・編入生の枠として定めた募集定員に対して実施する入学者選抜は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 募集定員 募集定員は、別に定める。
- 2 出願資格 次の(1)に該当し、かつ、(2)または(3)のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 志願者が滋賀県内に住所もしくは勤務先を有する者または入学日までに県内に住所もしくは勤務先を有する見込みの者であること。
  - (2) 転入学志願者 高等学校または中等教育学校の後期課程(以下「高等学校等」という。)に在学し、教科・科目の修得単位を有する者または有する見込みの者
  - (3) 編入学志願者 過去に高等学校等に在学して、教科・科目の修得単位を有する者

3 期間および受付時間

- (1) 期間 令和8年3月10日(火)から令和8年3月12日(木)までとする。
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時までとする。  
郵送の場合は、令和8年3月11日(水)の消印のあるものに限り受け付ける。この場合において、出願者の在籍する高等学校等の校長は、郵送した時点で、大津清陵高等学校長宛て電話で報告するものとする。

4 出願手続

- (1) 転入学志願者は、Web出願システムは用いず、次の書類を作成し、在学している高等学校等の校長を経て、大津清陵高等学校長に提出しなければならない。
  - ア 転入学・編入学願書
  - イ 受検票 志願者は、出願前3箇月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真(縦4cm、横3cm)を所定の欄に貼ること。
  - ウ 住民票記載事項証明書 編入学志願者ならびに大津清陵高等学校長が必要と認めた者は、本人および保護者等の住民票記載事項証明書を提出しなければならない。
  - エ 特別出願許可書の写し 管理運営規則第11条の3の規定に基づく特別事情による志願者は、県教育長の許可を受け、特別出願許可書の写しを添付しなければならない。詳細な手続については、別に定める「滋賀県立高等学校特別事情による出願について」を参考にすること。
  - オ 雇用(予定)証明書 県内に勤務地を有し、または有する見込みの者のうち県外からの志願者は、雇用(予定)証明書を提出しなければならない。
- (2) 手数料 志願者は、出願に当たって、950円の手数料に相当する額面の滋賀県収入証紙を転入学・編入学願書の証紙貼付欄に貼り付けなければならない。既納の手数料は、原則として還付しない。
- (3) 転入学志願者が在学している高等学校等の校長は、提出された書類の内容を審査のうえ、次の書類を作成し、志願者から提出された書類とともに大津清陵高等学校長に提出するものとする。
  - ア 単位修得証明書(単位修得見込みの教科・科目も付記すること。)(大津清陵高等学校の様式による。)  
出願前3箇月以内に発行し、厳封したもの。
  - イ 成績証明書(大津清陵高等学校の様式による。)  
出願前3箇月以内に発行し、厳封したもの。
  - ウ 転学照会書
- (4) 編入学志願者は、Web出願システムは用いず、(1)の書類を過去に在学した高等学校等の校長が発行した(3)アおよびイの書類とともに、大津清陵高等学校長宛て直接提出しなければならない。

5 学力検査および面接

- (1) 選抜のための学力検査および面接は、出願者全員に対して行う。
- (2) 検査の内容、期日および時間 検査の内容、期日および時間は、表6のとおりとする。

表6 各検査の内容、期日および時間

期日	時 限	1	2	3	4	5			
令和8年	検 査	学力検査							
	内 容 (教科等)	一 般 注 意	休 休	国 語	休 休	数 学	休 休	英 語	昼 食

3月17日(火)	時間	9:00	憩	9:25		10:35		11:45		13:20
		}		}		}		}		}
		9:10		10:15		11:25		12:35		

- (3) 内容 学力検査の内容は、各教科とも高等学校第1学年修了程度の基本的な問題とする。なお、国語については「作文」を含め実施する。
- (4) 受検会場 大津清陵高等学校とする。
- 6 選抜の方法 大津清陵高等学校長は、成績証明書、学力検査の成績および面接の結果等を資料として、高等学校教育を受けるに足る者を選抜し、入学許可予定者を決定するものとする。
- 7 入学許可予定者の発表 入学許可予定者の発表は、令和8年3月19日(木)10時に、大津清陵高等学校のWebページに掲載する。
- 8 その他
  - (1) 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。
  - (2) 書類を送付する場合は、全て「書留」、「簡易書留」または「書留」、「簡易書留」に準ずる方法(受付・配達記録が残りかつ対面で受け渡しができる方法)によるものとする。
  - (3) 県外からの志願者および2(3)に該当する志願者にあつては、県教育委員会(高校教育課)に申し出て、その指示に従うこと。
  - (4) 大津清陵高等学校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ県教育長の承認を受け、志願者に対して必要な指示を行うことができる。
  - (5) 次に示す海外帰国生徒等に該当する者のうち、受検に当たって特別な配慮を必要とする者は、海外帰国生徒等取扱措置願を提出しなければならない。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める「配慮申請実施要領」を参考にすること。海外帰国生徒等とは、海外帰国生徒または外国人生徒のうち、次のいずれにも該当する者とする。
    - ア 帰国または渡日後の期間は、帰国し、または渡日した日から令和8年2月1日(日)までの期間が6年以内とする。
    - イ 海外における在住期間は、帰国または渡日時からさかのぼり継続して1年以上とする。
  - (6) 受検に当たって特別な配慮を必要とする場合、中学校長は、志願者の状況等について、大津清陵高等学校長宛て申し出るものとする。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める「配慮申請実施要領」を参考にすること。
  - (7) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

【出願必要書類】

選抜の種類	学校独自型選抜		一般型選抜
	自己推薦	中学校長推薦	
選抜に特有のもの	ア 活動実績報告書	イ 推薦書	/
その他、必要に応じて提出するもの	ウ 活動の内容等を証明するものの写し		
	エ 住民票記載事項証明書の写し		
	オ 滋賀県立高等学校特別出願に係る許可書(以下「特別出願許可書」という。)の写し		
	カ 副申書		
	キ 定時制課程特例措置申請書(定時制の課程のみ)		
ク 雇用(予定)証明書(定時制の課程のみ)			

(出願必要書類の名称は、Web出願システムで提出するデジタルデータを表すものである。)

Web出願システムに、出願必要書類をアップロードする際には、PDFファイルまたは画像ファイルを用いるものとする(画像ファイルの形式は、Web出願マニュアルを参照のこと)。ただし、画像ファイルは内容が確認できるものであること。また、1ファイルあたりのファイルサイズは2MBを超えてはならない。

ア 活動実績報告書(PDFファイルまたは画像ファイル) 学校独自型選抜の自己推薦に出願する者は、出願先高等学校が求める要件を満たすこと等を示す活動実績報告書を作成する。

イ 推薦書(PDFファイルまたは画像ファイル) 中学校等は、学校独自型選抜の中学校推薦に出願する者についての推薦書を作成する。

ウ 活動の内容等を証明するものの写し(PDFファイルまたは画像ファイル) 自己推薦において、出願先

高等学校が出願要件を満たすことを証明するもの(資格の認定書や大会等における賞状等)の写しの提出を求める場合、活動実績報告書に添付して提出しなければならない。

また、中学校長推薦において、出願先高等学校が推薦要件を満たすことを証明するもの(資格の認定書や大会等における賞状等)の写しの提出を求める場合、推薦書に添付して提出しなければならない。

エ 住民票記載事項証明書の写し(PDFファイルまたは画像ファイル)

(ア) 中学校等を卒業した者または修了した者は、保護者等の住民票記載事項証明書の写しを提出しなければならない。

(イ) 令和8年3月に中学校等を卒業する見込みの者または修了する見込みの者のうち、保護者等が滋賀県内に居住し、かつ県外の中学校等に在籍している者は、保護者等の住民票記載事項証明書の写しを提出しなければならない。

オ 特別出願許可書の写し(PDFファイルまたは画像ファイル) 管理運営規則第11条の3の規定に基づく特別事情による志願者は、滋賀県教育委員会教育長の許可を受け、特別出願許可書の写しを添付しなければならない。詳細な手続については、別に定める「滋賀県立高等学校特別事情による出願について」を参考にすること。

カ 副申書(PDFファイルまたは画像ファイル) その他、出願に際して特に説明が必要な事項について、中学校等が作成した副申書を添付することができる。

キ 定時制課程特例措置申請書(PDFファイルまたは画像ファイル) 滋賀県立瀬田工業高等学校、滋賀県立彦根工業高等学校および滋賀県立長浜北星高等学校の定時制の課程において、満19歳以上(令和8年4月1日現在)の志願者で希望するものについては、定時制課程特例措置申請書を提出することにより、学力検査に代えて面接および作文で受検することができる。

ク 雇用(予定)証明書(PDFファイルまたは画像ファイル) 県内に勤務地を有し、または有する見込みの者のうち県外からの志願者は、雇用(予定)証明書を提出しなければならない。

